

紫波町パートナーシップ・ファミリーシップ制度 利用の手引き（第2版）



【目 次】

1	パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは	1 ページ
2	制度を利用できる方（宣誓の要件）	2 ページ
3	宣誓の手続きの流れ	3 ページ
4	宣誓の手続きに必要な書類	5 ページ
5	交付書類	6 ページ
6	交付書類の再交付	7 ページ
7	届出事項の変更	7 ページ
8	宣誓の無効・取消し	8 ページ
9	交付書類の返還	8 ページ
10	自治体間連携	9 ページ
11	よくあるご質問	10 ページ

1 パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

パートナーシップ宣誓制度とは、誰もが多様な形のパートナーの関係を結び、お互いが支え合い、協力し合いながら生活することができる社会を実現するため、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において責任を持ち、協力し合うことを約束したカップルが町に宣誓したことを、町が公に証明する制度です。また、パートナーシップにあるお二人に加えて、その子や親を含む家族として協力し合うことを約束するファミリーシップの宣誓を行うこともできます。

町が性的マイノリティや様々な理由により婚姻することができない方々のパートナー（家族）の関係を証明し、応援することで、誰もが安心して住み続けられる「暮らし心地の良いまち」を目指します。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行うことで、岩手県や紫波町などが指定する行政サービスにおいて、手続きの円滑化や家族（親族）向けのサービスが受けられるようになるほか、民間企業等が提供する性的マイノリティや事実婚のカップル向けの民間サービスの対象になる場合があります。



2 制度を利用できる方（宣誓の要件）

（１）パートナーシップの宣誓

パートナーシップの宣誓は、宣誓するお二人（以下「宣誓者」とします。）が、以下のすべての要件を満たしている必要があります。

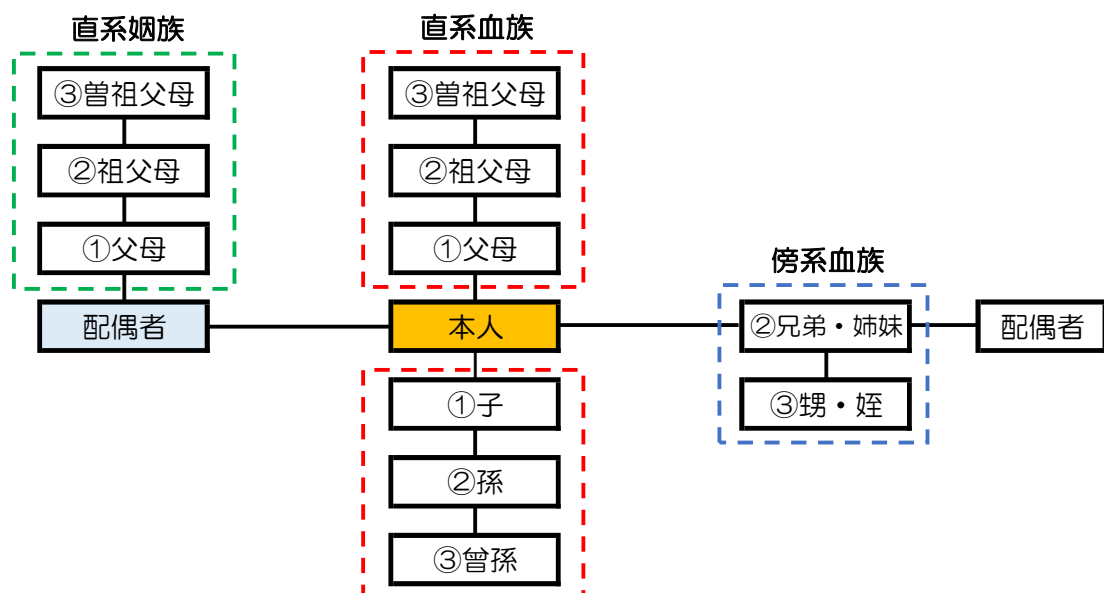
- お互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、協力し合うことを約束したパートナーシップの関係にあること
 - 宣誓をする日に成人（18 歳以上）していること。
 - 宣誓者の双方または一方が町内に在住していること。または、宣誓をした日から3月以内に町内への転入を予定していること。
 - 配偶者がいないこと。
 - その他の方とパートナーシップにないこと。
 - 宣誓者同士が近親者（直系血族または三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと（ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます）
- ※お二人の性別は問いません。

（２）ファミリーシップの宣誓

宣誓される方の双方又は一方の子または親を含めたファミリーシップの宣誓を行う場合は、子・親が以下の要件を満たしている必要があります。

- 子または親本人の同意があること（子は 15 歳以上の場合のみ）

【近親者（直系血族・傍系血族・直系姻族）について】



3 宣誓の手続きの流れ

(1) 宣誓方法の選択・宣誓日の予約

以下の事項について、電話または電子メールにより受付窓口（企画課）にご連絡ください。

- 宣誓する方のお名前
- 希望する宣誓日時
- 希望する宣誓方法（以下のいずれかの方法を選択してください）

【窓口宣誓】

予約した宣誓日時に役場にお越しいただき、その場で宣誓書の署名を行う方法です。宣誓書受領証・受領証カードを即日交付します。

【オンライン宣誓】

事前に署名した宣誓書を提出していただき、WEB ミーティングツールにより宣誓を行う方法です。宣誓書受領証・受領証カードは、後日郵送により交付します。

- ご連絡先（電話番号、メールアドレス）
 - ※オンライン宣誓を希望する場合は、メールアドレス必須
- （オンライン宣誓の場合）使用する WEB ミーティングツール（Zoom、Webex が選択できます）

(2) パートナースhip・ファミリーシップ宣誓届の提出（事前提出）

- ・ 宣誓日の **10 日前まで**に、必要書類を**受付窓口（企画課総合政策係）**に郵送または持参により事前提出していただきます。
- ・ 必要書類については、5 ページをご覧ください。

(3) パートナースhip・ファミリーシップ宣誓

パートナースhip・ファミリーシップ宣誓書に署名の上、提出していただきます。

【窓口宣誓】

- ① 予約した日時に指定会場へお越しください（役場の個室をご用意します）。
- ② 宣誓届の内容や要件の内容について相違ないことを確認の上、職員の面前で宣誓書に署名していただきます。

【オンライン宣誓】

- ① 企画課総合政策係から「パートナースhip・ファミリーシップ宣誓書（様式第3号）」、WEB ミーティングツール（Zoom、Webex）のミーティング ID、パスコードをメールでお送りします。
- ② 宣誓書に署名し、書類送付先（4 ページ参照）に送付してください。
- ③ 予約した日時の 10 分前までに WEB ミーティングに参加してください。映像と音声によりご本人確認をさせていただいた後、宣誓の要件、宣誓書の内容について相違ないことを確認の上、職員に宣誓していただきます。

(4) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付

- ・ 宣誓後、お二人がパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をされたことを証明する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。
- ・ 窓口宣誓の場合は即日交付、オンライン宣誓の場合は後日郵送により交付します。
- ・ 受領証等の詳細については、6 ページをご覧ください。

【宣誓日に宣誓される方の双方が町外に在住している場合】

- ・ 受領証等の代わりに「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票（様式第 6 号）」を交付します（いずれか一方の町内への転入を3ヶ月以内に完了してください）。
- ・ 町内への転入が完了した場合、14日以内に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入完了申出書（様式第 7 号）」を提出してください。

(5) 受付・お問合せ窓口

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の手続き等に関するお問合せは、以下の窓口までご連絡ください。

〒028-3392

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

企画総務部企画課総合政策係（紫波町役場 2階）

電話番号：019-672-6884（直通）

※受付時間：平日 9 時 00 分から 17 時 00 分（土日・祝日、年末年始は除く）

メールアドレス：sougou@town.shiwa.iwate.jp

4 宣誓の手続きに必要な書類

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の手続きに必要な書類は以下のとおりです。

(1) 宣誓届の提出（書類の事前提出）

チェック	必要書類	備 考
☐	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届（様式第1号）	—
☐	本人確認書類の写し	以下の書類の写しを提出してください。 ■顔写真があるもの…1点 例）個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証等 等 ■顔写真がないもの…2点以上 例）健康保険証、年金手帳、介護保険の被保険者証 等
☐	住民票の写し又は住民票記載事項証明書	・発行から3ヶ月以内のもの ・ファミリーシップの宣誓を行う場合は、対象とする子・親を含めた証明書を発行してください。
☐	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） または戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等	・ファミリーシップの宣誓を行う場合は、対象とする子・親の戸籍を含めた証明書を発行してください。 ・外国籍の方は、大使館等が発行する配偶者がいないことを証明する書類及びその日本語訳文を提出してください。
☐	（宣誓者双方が町外に在住の場合） 少なくともいずれか一方が町内に転入予定であることが確認できる書類	・転出証明書、物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等
☐	（通称名を使用する場合） 日常生活で通称名を使用していることが分かる書類の写し	例）勤務先や学校が発行する身分証明書、通称名で受領している郵便物等
☐	（ファミリーシップの宣誓を行う場合） 対象とする子・親の同意書（様式第2号）	・ファミリーシップの対象とする子・親が自署した同意書を提出してください（病気、障がい等の特別な事情がある場合は代筆可）。 ・子が15歳未満の場合は、同意書の提出は不要です（ただし、子が15歳に達したときに、受領証等への氏名の記載の継続を希望する場合は、同意書を提出していただきます）。

(2) 宣誓（宣誓の予約した日時）

チェック	必要な書類等	備 考
☐	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第3号）	■窓口宣誓の場合 宣誓日に町が宣誓書を用意し、その場で署名していただきます。 ■オンライン宣誓の場合 メールで宣誓書をお送りし、郵送等により事前にご提出いただきます。

(3) 双方が町外在住の場合、転入後に提出が必要な書類（転入から14日以内）

チェック	必要な書類等	備 考
☐	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入完了申出書（様式第7号）	—
☐	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票（様式第6号）	・宣誓時に受領証等の代わりとして町から交付します ・転入予定受付票と引き換えにパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等をお渡しします
☐	住民票の写し又は住民票記載事項証明書	・発行から3ヶ月以内のもの
☐	本人確認書類の写し	「(1) 宣誓届の提出（事前届出）」参照

5 交付書類

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしていただいた後、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証、宣誓書受領証カード（以下、「受領証等」とします。）の書類を交付します。

（１）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第４号、Ａ４サイズ）

町がパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証するものです。お二人に１枚を交付します。

【表面】

第 号

パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領証

宣誓日 年 月 日

氏名 氏名

年 月 日生 年 月 日生

家族の氏名

紫波町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日 紫波町長 印

【裏面】

この受領証の提示を受けられた方へ

本町は、一人ひとりの多様性を認め合い、支え合うことで、誰もが安心して住み続けられる社会の実現を目指し、紫波町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を設けています。この受領証は、お二人が互いを人生のパートナー（家族）として、日常生活において協力し、支え合うと宣誓されたことを、紫波町として証するものです。提示を受けられた方は、本制度の趣旨に十分にご理解をくださいますようお願いいたします。

１ パートナーシップ・ファミリーシップとは
互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面及び精神面で相互に責任を持ち、協力し合うことを約束したお二人による関係、又はお二人とその子や親（養親子を含む）を含んだ関係をいいます。

２ プライバシーの保護について
他人の性自認（自己の性別についての認識）や性的傾向（恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向）を、本人の同意なく第三者に伝えることを「アカウティング」といい、時に命に関わることもある重大な人権侵害にあたります。本制度利用者のプライバシーの保護について、十分にご配慮をお願いいたします。

通称名を使用している場合
以下に、戸籍に記載されている氏名（外国人等にあては、姓または在留カードに記載されている氏名）を記載します。

宣誓書

通称名 戸籍上の氏名

通称名 戸籍上の氏名

（２）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（様式第５号、48mm×76mm）

町がパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証する携帯用カードです。お二人に２枚を交付します。

【表面】

第 号

紫波町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書
受領証カード

紫波町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱い
に関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書を受領したことを証します。

本人 パートナー

宣誓日 年 月 日

紫波町長 熊谷 泉

第 号

紫波町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書
受領証カード

紫波町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱い
に関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書を受領したことを証します。

本人 パートナー

宣誓日 年 月 日

紫波町長 熊谷 泉

【裏面】

戸籍上の氏名（通称名使用の場合）

本人 パートナー

生年月日: 生年月日:

家族の氏名（続柄）

●この受領証カードの提示を受けられた方へ●
この受領証は、お互いを人生のパートナー（家族）として、日常生活において協力し、支え合うと宣誓されたことを紫波町として証するものです。本制度の趣旨をご理解いただくとともに、宣誓者のプライバシーの保護については、十分にご配慮くださいますようお願いいたします。

イラストレーター：熊谷 奈保子さん

6 受領証等の再交付

受領証等を紛失や毀損（破損）、汚損（傷・汚れ）してしまい、再交付を希望する場合は、以下の書類を提出してください。

【提出書類】

区分	提出書類	必要な書類等
紛失	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第8号）	・本人確認書類の写し（個人番号カード、運転免許証、旅券等） ※受領証等の再交付後、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに町に返還してください。
毀損・汚損		・本人確認書類の写し（個人番号カード、運転免許証、旅券等） ・毀損・汚損した受領証等

7 届出事項の変更

宣誓届に記載した事項に変更があった場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届届出事項変更届（様式第9号）」に以下の書類を添付の上、郵送または持参により提出してください。変更する事項が受領証等に記載されている事項である場合は、受領証等を添付してください。

【提出書類】

変更事項	提出書類	添付書類	受領証等の返還
住所	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届届出事項変更届（様式第9号） ※届出者の本人確認書類を添付してください	・住民票の写し又は住民票記載事項証明書	要
戸籍上の氏名		・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	
通称名		・通称名の使用を確認できる書類	
子または親の加入		・同意書 ・戸籍謄本、戸籍抄本	
子または親の氏名の削除	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書（様式第10号）	・申立者の本人確認書類の写しを提出してください。	要

8 宣誓の無効・取消し

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓は、以下の事由に該当する場合は、無効・取消しになります。

なお、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓が無効・取消しとなった場合、交付した受領証等に記載されている交付番号を紫波町ホームページにより公表しますのでご了承ください。

(1) 無効

- 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届（様式第1号）」の内容に虚偽があったとき
- 宣誓日に宣誓者の双方が町外に住んでおり、受領証等の代わりに転入予定受付票の交付を受けましたが、宣誓日から3ヶ月以内に町内へ転入しなかったとき

(2) 取消し

- 宣誓日以降に「2 利用できる方（宣誓の要件）」の要件を満たさなくなったとき
- 受領証等の不正な使用・濫用または公の秩序・善良な風俗に反する使用が発覚したとき
- 届出事項の変更等の必要な手続きを長期に渡り怠ったとき

9 交付書類の返還

以下の事由に該当する場合は、受領証等の返還の手続きが必要になります。

なお、返還された受領証等に記載されている交付番号を紫波町ホームページにより公表しますのでご了承ください。

【提出書類】

返還事由	提出書類	備 考
パートナーシップ・ファミリーシップを解消したとき	・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第11号） ・本人確認書類の写し ・受領証、受領証カード	宣誓者のうちお一人での提出が可能です。その場合、町からもう一方の宣誓者に返還届を受理した旨を通知させていただきます。
宣誓者の一方が死亡したとき		ファミリーシップの宣誓を行っている場合で、宣誓書に記載されている死亡したパートナーの子・親の同意がある場合は、ファミリーシップを継続することができその場合は、返還届の代わりに「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届届出事項変更届（様式第9号）」を提出してください。
宣誓者に双方が町外に転出したとき		転勤、親族の介護等やむをえない事情により、一時的に町外に移動される場合は除きます。
宣誓が無効・取消しとなったとき		—

10 自治体間連携

令和6年6月1日より、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入している岩手県内の自治体（連携自治体）との相互連携を開始しました。

通常、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った方が住所異動を行う場合、転出元自治体で受領証等を返還した後に転入先自治体で再度宣誓の手続きを行っていただく必要がありますが、連携自治体間の住所異動の場合は、住所異動に伴う一部手続きを簡素化することができます。

（１）紫波町に転入する場合

連携自治体から紫波町に転入し、パートナーシップ・ファミリーシップを継続する場合は、以下の書類を提出し、宣誓継続の届出を行うことにより、転出元自治体への受領証等の返還と紫波町での宣誓の手続きを省略し、新たな受領証等の交付を受けることができます。

ただし、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の要件は各自治体で異なっており、連携自治体からの転入であっても、紫波町が定める宣誓の要件を満たさないと判断される場合は、宣誓の継続を行うことができませんのでご注意ください。

【提出書類】

チェック	必要な書類等	備 考
☐	パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓継続届出書（様式第12号）	・ 受領した届出書の写しは、転出元の自治体へ送付しますので ご了承ください。
☐	本人確認書類の写し	以下の書類の写しを提出してください。 ■ 顔写真があるもの…1点 例）個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、旅 券その他官公署が発行した免許証等 等 ■ 顔写真がないもの…2点以上 例）健康保険証、年金手帳、介護保険の被保険者証 等
☐	転出元自治体で交付された受領証・受 領証カード	・ 受領した受領証、受領証カードは、転出元の自治体へ送付しま すのでご了承ください。
☐	住民票の写し又は住民票記載事項証 明書	・ 発行から3ヶ月以内のもの ・ ファミリーシップの宣誓を行う場合は、対象とする子・親を含 めた証明書を発行してください。

（２）紫波町から転出する場合

紫波町から連携自治体に転出する場合は、転出先自治体でパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓継続の手続きを行っていただくことで、紫波町への受領証等の返還の手続きが不要となります。なお、宣誓継続に必要となる手続きの内容は各自治体で異なりますので、転出先の自治体にお問い合わせください。

11 よくあるご質問

【制度の趣旨等について】

Q パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入する目的は何ですか。

町は、誰もが多様な形のパートナーの関係を結び、お互いが支え合い、協力し合いながら生活することができる社会を実現するため、本制度を導入します。町が性的マイノリティや様々な理由により婚姻することができない方々のパートナーの関係を証明し、応援することで、誰もが安心して住み続けられる「暮らし心地の良いまち」を目指します。

Q パートナーシップ・ファミリーシップ制度と法律上の婚姻の違いは何ですか。

法律上の婚姻は、法律に基づき、相続などの財産上の権利や税金の控除、扶養義務等の様々な権利や義務が発生しますが、本制度は、町が制定する「要綱」に基づいて行われるもので、婚姻と同様の法的効果は生じません。

Q 宣誓することでどのようなメリットはありますか。

町により、宣誓するお二人のパートナーの関係が証明されることによる安心感、紫波町や岩手県などが指定する行政サービスや民間企業等による民間サービス受けられる場面が増えること、お二人のパートナーの関係（子・親を含む家族の関係）の円滑な説明が期待できることなどが挙げられます。

Q 受領証等は、どのような場面で利用することができますか。

- ・受領証等は、紫波町や岩手県が指定する行政サービスで利用することができます。対象となる行政サービスは、紫波町や岩手県のホームページをご覧ください。
- ・また、民間企業等が提供する性的マイノリティなどを対象とするサービスを利用できる場合があります。町から働きかけを行い、対象サービスの拡大を推進します。
- ・ただし、本制度は、紫波町が制定する要綱に基づいて行われるものなので、法的効果はなく、公的な本人確認書類としての使用や養子縁組のように法律上の関係を成立させることなどできません。

【要件等について】

Q 性的マイノリティのみが対象になりますか。

本制度は、戸籍上の性別や性自認・性的指向の性に関する要件は設けていません。2ページに記載される宣誓の要件を満たしていれば、性的マイノリティに限らず、事実婚の男女のカップルも対象になります。

Q 外国籍の方も宣誓できますか。

外国籍の方も宣誓できます。その場合、大使館等が発行する配偶者がいないことを証明する書類とその日本語訳文を提出してください。

Q パートナーと養子縁組をしている場合でも宣誓できますか。

性的マイノリティの同性カップルの中には、パートナーと法律上の親族関係を結ぶために養子縁組を行っている方々もおられるため、養子縁組の関係にある場合も宣誓することを認めています。ただし、近親者（直系血族または三親等内の傍系血族、直系姻族）との養子縁組である場合は対象になりません。

Q パートナーと同居していなくても宣誓できますか。
パートナーと同居していなくても、宣誓者のいずれか一方が町内に住んでいれば宣誓することができます。
Q ファミリーシップの宣誓をする場合の要件はなんですか。
・ファミリーシップの宣誓は、パートナーシップの宣誓者の子・親が対象になります。 ・対象とする子・親が自署した同意書を提出していただく必要があります。ご家族内で十分に話し合いをした上で宣誓してください。なお、子が 15 歳未満の場合は、同意書の提出は不要です。 ・対象とする子・親との同居や生計同一の有無は問いません。 ・ファミリーシップの宣誓後、ファミリーシップを解消したい場合は、子・親のご本人の申立により、受領証等から氏名を削除することができます（7 ページ参照）。

【手続きについて】

Q 宣誓に費用は掛かりますか。
宣誓の手続きや受領証等の交付に要する費用は掛かりませんが、必要書類の交付手数料や書類の郵送に係る郵便料金等は自己負担となります。
Q パートナーシップ・ファミリーシップ制度の担当部署はどこですか。
・本制度の手続き等については、企画総務部企画課総合政策係（役場庁舎 2 階）が担当になります（4 ページ参照）。 ・ただし、手続きに係る住民票、戸籍等の必要書類や受領証等を利用できる行政サービスに関するお問合せは各担当部署で承ります。
Q 通称名を使用できますか。
・通称名を使用した宣誓を行うことができます。その場合、受領証等の表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名を記載します。 ・通称名を使用する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届（様式第 1 号）」に日常生活で通称名を使用していることが分かる書類の写しを添付してください（5 ページ参照）。
Q 土日や祝日に宣誓を行うことはできますか。
宣誓及び電話による宣誓の予約受付は、土日・祝日、年末年始を除く平日の 9：00 から 17：00 までとしております。
Q 郵送による書類の提出は可能ですか。
郵送による書類の提出が可能です。ただし、ご本人確認のために該当する方の本人確認書類の写しを提出していただきます（5 ページ参照）。
Q 宣誓は一人でもできますか。
・宣誓は必ず宣誓するお二人で行っていただきます。 ・窓口宣誓の場合は、予約した日時に宣誓するお二人で役場にお越しください。 ・オンライン宣誓の場合は、予約した日時にお持ちの端末（パソコン、スマートフォン等）から宣誓するお二人と一緒に WEB ミーティングに参加してください。ただし、予約した日時にお二人が 1 つの場所に集まることができない場合は、2 つの端末から WEB ミーティングに参加し、宣誓することも可能です。

Q 宣誓はどこで行いますか。
・窓口宣誓を選択した場合は、紫波町役場内の個室で行います。 ・役場に来庁したくないという場合は、WEB ミーティングツールを活用し、ご自宅等の任意の場所で宣誓を行う「オンライン宣誓」を選択することもできます。
Q 代理人による宣誓はできますか。
原則代理人による宣誓はできません。必ず宣誓するご本人により宣誓を行っていただきます。
Q 紫波町に住んでいなくても宣誓できますか。
・宣誓する方のいずれか一方が町内に住んでいれば、宣誓することができます。 ・宣誓する方の双方が町外に住んでいる場合は宣誓時に町外に住んでいる場合も、少なくともいずれか一方が町内に転入予定であることが確認できれば宣誓することができます。その場合、受領証等の代わりに「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票（様式第6号）」を交付します。 ・ただし、転入予定受付票の交付を受けてから3ヶ月以内に町内に転入が行われなかった場合は、宣誓を取消しとします。
Q WEB ミーティングツールとは何ですか。
・WEB ミーティングツールとは、パソコンやスマートフォンなどの端末を使用し、インターネットを介して映像や音声を双方向・リアルタイム・複数人で通信し、コミュニケーションをとることができるツールで、様々な企業が開発・リリースしています。 ・本制度のオンライン宣誓では、WEB ミーティングツールのうち、「Zoom」、「Webex」のいずれかを選択し、利用することができます。
Q オンライン宣誓を行う場合は何が必要ですか。
オンライン宣誓は、自署した宣誓書を事前に提出していただき、予約した日時にWEB ミーティングツールにより音声と映像を介して宣誓を行っていただきます。オンライン宣誓を行う場合は、宣誓する方ご自身で以下のものをご用意していただきます。 ・宣誓会場（ご自宅等の任意の場所） ・インターネット接続環境 ・パソコン、スマートフォン等の端末（マイク、スピーカー、カメラが付いているもの）※ ・メールアドレス ・WEB ミーティングツールアプリケーション（Zoom、Webex）※ ※使用する端末がWEB ミーティングツールのシステム要件を満たしていることをご確認ください。 ※Zoomを使用する場合は、アプリケーションのインストールが必要です。事前に使用する端末へのインストールを完了してください。Webexを使用する場合は、アプリケーションをインストールしなくても利用が可能です。
Q 受領証等を再交付してもらうことは可能ですか。
受領証等を紛失や破損、汚してしまった場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第8号）」を提出していただければ、受領証等を再交付します（7ページ参照）。

Q パートナーシップ・ファミリーシップを解消したいときはどうすればいいですか。
・パートナーシップを解消するときは、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第 11 号）」を提出し、受領証等を返還してください（8 ページ参照）。 ・宣誓者の子・親とのファミリーシップのみ解消するときは、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届届出事項変更届（様式第 9 号）」を提出してください（7 ページ参照）。
Q 子・親によるファミリーシップの解消の申立ては、パートナーシップの宣誓の宣誓者の同意は必要ですか。
宣誓者の子・親がファミリーシップを解消するために「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書（様式第 10 号）」の提出による申立てを行う場合、必ずしも宣誓者の同意を得る必要はありません。その場合、町から宣誓者に申立てがあった旨を通知し、受領証等を返却していただいた上で、申立てをした子・親の氏名を削除した受領証等を交付します。
Q 町外に引っ越す場合はどうすればいいですか。
・宣誓者の双方が町外に転出する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第 11 号）」を提出し、受領証等を返還してください（8 ページ参照）。 ・宣誓者のうち一方のみが転出する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届届出事項変更届（様式第 9 号）」を提出し、住所変更の届出をしてください（7 ページ参照）。
Q パートナーと結婚した場合はどうすればいいですか。
宣誓者同士が結婚した場合、パートナーシップ宣誓の要件を満たさなくなるため、宣誓が取消しとなります。「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第 11 号）」を提出し、受領証等を返還してください（8 ページ参照）。
Q パートナーシップの宣誓をしたパートナーが亡くなった場合はどうすればいいですか。
・宣誓者のうち一方が亡くなった場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第 11 号）」を提出し、受領証等を返還してください（8 ページ参照）。 ・ただし、亡くなったパートナーの子・親を含むファミリーシップの宣誓を行っている場合で、その子・親の同意が得られた場合は、ファミリーシップを継続できます（8 ページ参照）。

紫波町パートナーシップ・ファミリーシップ制度
利用の手引き（第 2 版）

発行 岩手県紫波町

〒028-3392

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1

TEL : 019-672-2111

E-mail : sougou@town.shiwa.iwate.jp